

山中湖ローカルルール

船長の遵守事項

- | | | |
|------------|-----------|----------|
| ・酒酔い操縦等の禁止 | ・免許者の自己操船 | ・危険操縦の禁止 |
| ・救命胴衣の着用義務 | ・見張りの実施 | ・事故時の対応 |
| | | ・点検の実施 |

山中湖の交通法規及びゲレンデのご利用について

1、山中湖は内陸地にある水面です。海上衝突予防法と山梨県都道県条例が適用されます。下記内容をしっかりと参照し、安全に違反のないように心掛けてください。

2、海上衝突予防法 行き会い船 横切り船 追い越し船等の航法を守り操縦すること

3、船舶の優先順位

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| :遊覧船(スワン型、クルーザー型、水陸両用車) | 保安ブイより沖合200m以内は 遊覧船 |
| :漁労中の船舶 | の航路にあたるので 走行注意 |
| :人力船(手漕ぎ 脚漕ぎ 釣り舟) | |
| :帆船 | |
| :動力船(お客様はこちらになります。) | |

4、山中湖には、保安区域があります。この区域では必ず徐行運転(アイドリング)して下さい。また、保安区域を通過する際は発着場所から一番近いブイに真直ぐにてて下さい。

5、保安区域以外でしたら滑走状態で操縦してもかまいませんが、遊覧船、水陸両用車、人力船、帆船、その他の動力船には接近しないで下さい。

6、船舶免許は、船に積むか、身につけて下さい。また、救命胴衣を乗船者全員に着用させて下さい。

7、無免許運転は出来ません。無免許運転発覚時レンタルの中止 退場して頂きます。

搭乗者も搭乗者誓約書に署名しなど乗ることができません。

署名がない場合の事故については、保険の適用外とし船長(お客様)が全責任を負うものとする。

8、操縦者、搭乗者の飲酒は出来ません。飲酒運転発覚時レンタルの中止 即退場となります。(薬物等も含む)

9、同乗者を乗せた場合、同乗者を落水させる操船は禁止と致します。又、やむ得ず落水した場合、速やかに落水者の救助を行って下さい。

10、ジェットが転覆した場合、速やか復元して下さい。

11、交通量の多い水面ですので左右旋回の際後方確認を怠らないで下さい。また、船舶の少ない場所で操縦するように心掛けて下さい。また、急旋回はしないで下さい。

12、並行走行の禁止

13、遊泳者がいた場合は、徐行又は接近しないで下さい。

14、レンタル品の発着場所(乗船下船を含む)は等桟橋のみ 他の桟橋に着岸した場合レンタル中止即退場とします。また、出発地点の確認を必ず行い出船して下さい。

15、浅瀬には近づかないで下さい。(陸地から200メートル離れて走行すること。)

16、レンタル品を離れるときは必ずキーをはずして下さい。

17、ゲレンデ内で他のお客様に迷惑を掛けないようにして下さい。迷惑行為はレンタル中止 即退場となります。

18、気候の変化があった時は、すぐに桟橋に戻って下さい。(雷、霧、強風、高波、雨等)

19、世界遺産の湖です。水面上・ゲレンデは汚さないで下さい。またゴミはお持ち帰りして下さい。

上記を必ず守り、楽しく安全に乗ることを心掛けて下さい。

レンタル中違反は船長(お客様)が全責任を負うものとします。

違反は 罰金及び行政処分があります。